

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 7 年 11 月 19 日

収支等命令者

佐賀県 政策部 危機管理・報道局

危機管理防災課 消防保安室長 小林 秀則

1 業務内容

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 佐賀県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙補足説明書及び業務委託仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課消防保安室が指示する場所 |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

＜単独事業者の場合＞

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業及び同条第 21 項に規定する航空機使用事業の許可を受けていること。

＜複数事業者による共同事業体の場合＞

- (1) 全ての構成員が上記＜単独事業者の場合＞の（1）から（6）までの条件を満たすこと。共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 担当課

佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課消防保安室 消防担当
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話 0952-25-7026
ファックス番号 0952-25-7262
電子メールアドレス kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

4 説明会の日時及び場所

説明会は、開催しない。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に電子メール、持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限：令和7年12月10日（水）正午（必着）
- (2) 参加資格の確認結果は、令和7年12月12日（金）までにメールで通知する。
注）・郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残る方法とすること。
・電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。

6 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。
また、電子データ（PDF）を電子メールで提供すること。

- (1) 提案書記載事項は別添による。
- (2) 提出部数 書面（現物）正本1部、副本6部
- (3) 提出期限 令和7年12月22日（月）正午（必着）
注）・郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残る方法とすること。
・電子メールの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。

7 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和7年12月24日（水）午前10時
- (2) 場所 佐賀県庁4階 危機管理センターC室
- (3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者別の時間帯は、別途参加資格確認通知と同時に、全員にメールで通知する。

8 結果の通知

審査会の結果については、令和7年12月26日（金）までに、プレゼンテーションに参加した全員に対しメールで通知する。

9 評価に関する事項

- (1) 評価基準（配点入り）は別添のとおりとする。
- (2) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

10 その他

(1) 見積書について

提案書と合わせて提出する見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

また、宛先は、収支等命令者と記載し、提案者の商号又は名称、所在地及び代表者氏名を記載すること。

なお、提案上限額を超える見積書を提出した場合は失格とする。

(2) 提案の無効

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行った場合

ウ 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク アからキまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) プロポーザル契約手続の中止等

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるときは、本プロポーザル手続を中止又は延期することがある。なお、中止した場合の損害は、参加者の負担とする。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないときは、本プロポーザル手続を延期することがある。

(4) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料は、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(5) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（佐賀県規則第35号）第115条第3項第4号の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

（ア）県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

（イ）国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期間が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

（ウ）随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

(6) 最優秀提案者の決定方法は別紙補足説明書に定める。

(7) 最優秀提案者との契約手続きについて

ア 最優秀提案者は、委託業務の仕様書、必要経費等について再度県と調整を行うものとし、県との協議が整い次第、再度見積書を徴した後、契約締結を行うものとする。

イ 委託業務の仕様書は提案書に沿った内容とし、契約後に当該内容に違反があった場合は、契約を解除するほか、違約金を徴収することがある。

ウ 「佐賀県防災ヘリ運航管理業務委託（令和5年4月1日契約締結）」を委託している者と本契約を締結した場合は、業務引継を行わないため、運航準備に要する費用を支給しない。

エ 契約書は別添の「契約書（案）」を予定しており、2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

(8) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(9) その他

ア この公示に掲げる手続きは、令和7年11月佐賀県議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、県ホームページに公示する。

イ この公示に定めるもののほか、今回プロポーザルの手続きの詳細は、別紙補足説明書によるものとする。